

令和5年度 坂井市特定任期付職員採用選考実施要項

1 職種、採用予定人員等

選考は、次の区分で行います。

職 種	採用予定人員	業務内容
特定任期付職員 坂井市立三国病院 事務局長	1名	1 坂井市立三国病院事務局の統括 2 病院の経営状況の把握・管理・分 析・指導 3 経営計画の策定・実施 4 病院長の補佐 5 病院運営業務 6 市の部長職としての議会对応 7 市の部長職としての関係会議への 出席 8 病院内の調整業務

2 任用期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日の2年間

※任期は必要に応じて更新することがあります。

3 受験資格

- (1) 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、正社員・正規職員として、公立・公的・民間等の病院事務職員としての経験があり、かつ、3年以上の管理職経験を有する人。
- (2) 次の各号のいずれかにも該当しない人
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 坂井市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 求める人材

- (1) 公立病院経営に対する関心を持ち、全体の奉仕者として働く意思を有する人
- (2) 職務経験を通して取得した効率的な業務遂行の手法その他の知識・能力を有する人
- (3) 職務遂行上必須となる医療に関する知識や病院経営に関する財務資料等を

- 読み解き経営改善に活用できる能力を有する人
(4) 組織管理及び業務進行管理能力を有する人
(5) 対人・対外的な折衝・調整・説明を適切に行う能力を有する人
(6) 論理的な思考力・判断力・表現力を有する人

5 選考方法、選考日、会場等

(1) 第1次選考

ア 書類選考

下記提出書類の内容を審査します。

イ 小論文試験（病院経営に関する政策の推進等に必要な能力を有しているかを判断する試験）

※受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(2) 第2次選考（第1次選考合格者のみに実施）

面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

・日時 令和6年2月中旬

・場所 坂井市役所

※詳細については第1次選考合格者に通知します。

6 申込方法

(1) 提出書類

ア 坂井市職員採用候補者試験申込書（様式1）

イ 履歴書（市販様式）

ウ 自己紹介書（様式2）

エ 小論文（様式3）

① テーマ

「自身の経験に基づく坂井市立三国病院の経営に対する提言」

② 文字数

1,200字以内

(2) 提出期限

令和6年1月25日（木）午後5時15分【必着】

(3) 提出場所

坂井市総務部職員課

(4) 提出方法

郵送、持参のいずれかの方法で提出

7 申込書等の入手方法

坂井市ホームページからダウンロードしてください。

※注意 申込書（様式1）のファイルをダウンロードする場合は、A4判の厚手白色上質紙に黒色で印刷したものを使用して下さい。

8 受付期間等

持参の場合	受付期間 令和5年12月18日(月)から令和6年1月25日(木)まで 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで (土曜、日曜日、祝日は除く)
郵送の場合	必ず「書留郵便」とする。1月25日(木)までの消印のあるものは 受け取ります。1月22日以降は、「速達書留」で郵送してください。

※受付期間終了後受験票を送付します。受験票が届かない場合は、職員課まで必ず連絡して下さい。

9 合格者の発表

区 分	発表時期	発表方法
第1次試験合格者	令和6年2月上旬(予定)	合格者に結果を郵便で通知します。
最終合格者 (第2次試験合格)	令和6年2月下旬(予定)	第2次試験受験者全員に結果を郵便で通知します。

10 給与等

- (1) 給 料 472,000円 (特定任期付職員 3号給)
- (2) 手 当 期末手当、業績手当、通勤手当等
- (3) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
(休憩時間1時間を含む。)
- (4) 休 暇 年次有給休暇・夏季休暇などの特別休暇があります。

11 その他

- (1) 電話等による合否のお問い合わせにはお答えできません。
- (2) 任用期間中は、営利企業への従事等の制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、原則として他の仕事との兼職はできません。
- (3) 選考に際して市が収集する個人情報を選考及び任用手続にのみ使用します。
- (4) 最終合格者については、任用に際して略歴等を公表することがあります。
- (5) 最終合格後、在職証明書や前職の給与等がわかる書類の提出をお願いすることがあります。

12 お問い合わせ先

詳細については下記までお問い合わせください。

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市総務部職員課 TEL 0776-50-3011 (直通)